保育施設名	
児童氏名①	
児童氏名②	
児童氏名③	

保育の利用時間に関する申出書

朝倉市長　宛

私が扶養する児童の保育の利用時間について、保護者の就労時間等により

保育短時間認定（注1）相当になる場合には、（希望するいずれかにチェックを入れること）

☐ 以下の①～③のいずれかの特例に該当する場合は、保育標準時間認定（注2）を希望する。
※保育標準時間を申し出た場合であっても、添付書類等を確認した結果、保育短時間で認定される場合があります。

☐ 保育標準時間認定を希望しない（保育短時間認定を受ける）。

【保育標準時間認定を選択できる特例】

①月間の就労時間等は120時間未満だが、1日の就労時間が8時間以上ある。
②月間の就労時間等は120時間未満だが、就労等の時間帯が短時間保育利用の時間帯を超える（就労の時間帯は通勤時間等を含めることができます）。
③シフト勤務等がある職場で、一番早いシフトの始まる時間から一番遅いシフトの終わる時間との差が8時間以上ある。

以上、申し出ます。　　令和　　年　　月　　日

保護者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注1）保育短時間
保護者のいずれか（いずれも）の月間の就労時間等の合計が120時間未満の場合や求職活動中の場合に認定。
保育所の利用時間は一日8時間で、時間帯は保育施設によって異なります。
【朝倉市内の保育施設において利用可能な時間帯】
①8:30～16:30（②・③以外の保育施設の場合）
②9:00～17:00（甘木双葉幼稚園の場合）
③8:00～16:00（大福幼稚園の場合）
なお、この時間帯を超えて利用する場合には、延長保育料が発生します。

（注2）保育標準時間
保護者のいずれも月間の就労時間等の合計が120時間以上の場合に認定。
保育所の利用時間は、開所時間から最大11時間です。